



政治資金収支報告の適正の確保と透明性の向上について

質 問

政治家が指定する資金管理団体について、不動産取得等の制限が課せられたほか、政治資金収支報告の記載内容にも変更があったと聞きました。具体的にどのような変更があったのですか。

回 答

設問の回答の前に、まず、政治資金規正法の目的、政治団体と資金管理団体の関係、政治資金収支報告について概要を説明します。

「政治資金規正法」は、議会制民主政治が健全に機能し、発展していくために政党その他の政治団体や政治家の政治活動に伴う政治資金の規正を通じて、政治活動の公明と公正を確保することを目的として制定された法律です。具体的には、①政治団体の届出、②政治団体に係る政治資金の収支の公開、③政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正などを講じることにより、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるしくみがはかられています。

今回設問にある「資金管理団体」とは、公職の候補者が、公職の候補者本人が代表者である政治団体のうちから、その公職の候補者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体を1団体に限って指定したものです。公職の候補者が行う資金管理団体への寄附には個別制限（同一の政治団体に対して年間150万円まで）の適用はなく、個人が行うことができる寄附の総枠制限（年間1,000万円まで）の範囲において寄附が認められます。また、公職の候補者は、選挙前の一定期間（原則、任期満了日の90日前から当該選挙期日まで）、自己の後援会に寄附することは禁止されていますが、自らの資金管理団体には、選挙前の一定期間であっても寄附ができるなど、特例が認められています。

次に、「政治資金収支報告」とは、政治団体に係る全ての収入・支出及び資産等の状況を記載した報告書をいい、毎年12月31日現在で作成されます。政治団体の会計責任者は、この収支報告書を原則として翌年3月末日までに、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出することが義務付けられています。

政治資金収支の主な報告事項については、以下の通りとなっています。

①寄附

年間5万円を超えるものについては、寄附者の氏名等も報告

②政治資金パーティーの対価にかかる収入

一の政治資金パーティーごとに20万円を超えるものについては、支払者の氏名等も報告

③支出

政治活動費のうち1件当たり5万円以上のものについては、支出先の氏名等も報告（資金管理団体、国会議員関係政治団体については人件費以外の支出についても一定額以上について支出先の氏名等の報告が必要。詳細は後述）

④資産及び借入金

有無を報告（「有」の場合は内訳も）

また、収支報告書を提出するときは、上記③の記載により支出先の氏名等の報告が必要な支出に係る領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

なお、領収書等を徴し難い事情があった場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書を提出することとなっています。

概要は以上のとおりですが、平成18年から平成19年にかけて、資金管理団体における事務所費を初めとする経常経費の用途の不透明さや巨額の不動産取得など、国民の浄財をもとにした政治資金の用途に関する問題が多く取り上げられたことを背景に、国

民の政治不信を払拭するため、議員立法により平成19年7月に政治資金規正法の一部が改正されました。この改正により、資金管理団体においては、不動産取得等の制限が課せられるとともに、収支報告書の記載事項及び領収書等の提出について、取扱いが変更されることとなりました。

以下、具体的に改正内容について説明します。

1 資金管理団体による不動産の取得等の制限

改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）においては、政治資金に係る金銭等の運用方法は、銀行その他の金融機関への預貯金、国債証券等の取得、元本補てん契約のある信託会社等への金銭信託など、特定の安全かつ確実な方法に限定されていました。

しかし、不動産については、政治資金に係る金銭等の運用として取得することは禁止されていましたが、例えば、政治団体がその事務所の用に供するなど運用以外の目的で取得することまでは禁止されていませんでした。

今回の改正により、目的を問わず、資金管理団体は、不動産（地上権及び貸借権を含む）を取得し、又は保有してはならないこととされました。

ただし、改正法の施行日（平成19年8月6日）以前から引き続き保有している不動産は、適用除外とされ、当該不動産の利用の現況を報告することとされています。

2 資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書の写しの添付の義務付け等

旧法では、1件あたりの支出金額が5万円以上の政治活動費について、収支報告書に支出先の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日（以下「明細」という）を記載し、領収書等の写しを提出することとされていました。

今回の改正により、資金管理団体は、人件費を除く経常経費についても、1件あたりの支出金額が5万円以上の明細を収支報告書に記載し、領収書等の写しを提出しなければならないこととされました。

なお、これらの改正は、平成20年分収支報告書から適用されています。

以上が、資金管理団体に係る制度変更の内容ですが、この改正後も、国会においてさらなる制度改革に向けた議論が行われた結果、平成19年12月に第2弾の政治資金規正法の改正が行われ、新たに国会議員関係政治団体の制度が設けられています。この制度についても簡単に紹介します。

「国会議員関係政治団体」とは、次のものを言います。

- ①国会議員・候補者が代表者である資金管理団体及びその他の政治団体（政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体を除く。②も同じ）
- ②租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体
- ③国会議員に係る選挙区の区域等を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員・候補者が代表者であるもの

この制度の趣旨は、国会議員が関係する政治団体を「国会議員関係政治団体」と定義し、収支報告の適正の確保及び透明性の向上のために、一定の義務を課す、というものです。

新たに課せられた義務としましては、

- ・登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士による政治資金監査を受けること
- ・人件費以外の全ての経費について、1件あたりの出金額が1万円を超えるものの明細を記載し、領収書等を提出すること
- ・人件費以外の経費について、1件1万円以下の支出にかかる少額領収書等の写しの開示請求があったときは開示すること

などとなっています。

これら一連の法改正は、政治団体の支出の記載を巡り不透明等の批判がなされ、政治資金の使途に対

する国民不信を招いたことに起因しています。したがって、政治団体による政治資金の授受にあたっては、政治資金の明朗化を図るため、政治資金の流れを国民の前に公開し、国民の不断の監視と批判を仰ぐという政治資金規正法の趣旨にのっとり、国民の疑惑を招くことのないよう、公明正大に行うことが求められています。

(大阪府総務部市町村課選挙グループ)

【別表】支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付基準

	国会議員関係政治 団体 (平成 21 年から)	資金管理団体 (国 会議員関係政治団 体以外) (平成 20 年から)	その他の政治団体 (国会議員関係政 治団体及び資金管 理団体以外)
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1 万円超	5 万円以上	×
備品・消耗品費	1 万円超	5 万円以上	×
事務所費	1 万円超	5 万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1 万円超	5 万円以上	
選挙関係費	1 万円超	5 万円以上	
機関紙誌の発行 その他の事業費	1 万円超	5 万円以上	
調査研究費	1 万円超	5 万円以上	
寄附・交付金	1 万円超	5 万円以上	
その他の経費	1 万円超	5 万円以上	

(「×」は記載・添付不要を表します。)